

## 「歯の衛生週間 (6/4～6/10) に向けて」



沖縄県歯科医師会 会長 比嘉 良喬

歯の衛生週間の歴史をひもとくと、1920年12月4日に沖縄県歯科医師会が設立され、翌年の1921年那覇市市政施行祝賀行事とタイアップして、初代会長である佐々本義一会長のものと10月3日「歯科衛生展覧会」を開催し「ムシ菌デー」を挙行された。

当時は宣伝車1台に「ムシ菌デー」の旗をひるがえし、那覇から首里へ向かい最後は奥武山公園まで2万枚のビラを配布した。

1922年は8月9日から12日まで那覇市衛生展覧会で講演会を開催。

1928年日本歯科医師会は口腔衛生思想を振興するため、毎年6月4日をムシ菌予防デーとし啓蒙運動を展開してきました。

1939年から国民精神総動員週間として5月2日から8日までの1週間に衛生行事を統一する事になり、5月4日(ゴシ＝護歯)をムシ菌予防デーとすることになった。

その後、終戦後の混乱のなか、1947年1月27日に沖縄県歯科医会が設立され0(ゼロ)からのスタートとなりました。

1977年玉城信徳会長のもと、第1回デンタルフェアをリウボウで開催、歯ブラシコーナーはもとより、フッ素コーナー・顕微鏡による細菌のチェックなど積極的な企画力と行動力で多くの県民に歯科医療の啓蒙運動に大きな反響を得ることが出来ました。

1985年からは、中部地区、宮古地区。八重山地区でもデンタルフェアが開催され、1986年からは北部地区でも開催され、全県的な歯の健康についての啓蒙運動が展開されてきました。

その後は南部地区においては、那覇・首里・

浦添・糸満・豊見城等会場が増えより多くの県民へ歯の健康についてデンタルフェアを通して展開されてきました。

今年でデンタルフェアは第33回を迎えます。ムシ菌の洪水の時代から歯周病の時代へと疾病構造は変化してきていますが、時代は変われども食することには変わりありません。美味しく食べ、楽しく会話ができる事が人間にとって最大の幸せではないでしょうか。

ムシ菌の治療・歯周病の治療だけでなく、良く噛めて、飲み込める口の機能があってこそ本来の「歯と口の健康」なのです。長寿復活の鍵は、機能する歯と口を健康にする事が近道だと考えます。是非歯科医院のドアをくぐって専門的な口腔ケアを受けてみませんか。

そして今年も開催されます6月4日から10日までの歯の衛生週間で歯の大切さを感じて頂きたい。各地区で行われるデンタルフェアにお越し下さい。

### 第33回デンタルフェア開催場所・日時

- |       |   |
|-------|---|
| 那覇会場  | 6月 7日(日)<br>am9:00～pm4:45<br>サンエー那覇メインプレイス  |
| 小禄会場  | 6月 7日(日)<br>am10:00～pm6:00<br>那覇市保健センター     |
| 豊見城会場 | 6月 7日(日)<br>am10:00～pm6:00<br>JAとみえーる2階     |
| 浦添会場  | 6月 7日(日)<br>am10:00～pm3:30<br>浦添市保健健康センター2階 |

//////////////////////////////// 月間(週間)行事お知らせ //////////////////////////////////

糸満会場 6月 7日(日)  
am10:00～pm3:00  
JA糸満 糸満市農村環境改善センター

中部会場 6月 6日(土)  
am10:00～pm5:00  
6月 7日(日)  
am10:00～pm4:00  
沖縄市中央公民館

北部会場 6月 7日(日)  
am12:00～pm4:00  
ジャスコ名護店イベント広場

宮古会場 6月14日(日)  
(講演会) pm1:00～pm3:00  
ホテルアトールエメラルド宮古島

八重山会場 6月 6日(土)  
pm1:00～pm4:00  
石垣市健康福祉センター



第1回デンタルフェアポスター  
(昭和52年度)



平成21年度歯の衛生週間ポスター  
今年度の標語  
「かみしめる 生きる喜び 歯とともに」

**原稿募集!**

**プライマリ・ケアコーナー(2,500字程度)**

当コーナーでは病診連携、診診連携等に資するため、発熱、下痢、嘔吐の症状等、ミニレクチャー的な内容で他科の先生方にも分かり易い原稿をご執筆いただいております。  
奮ってご投稿下さい。

## ハンセン病を正しく理解する週間(6/22～6/28)に因んで ～ハンセン病問題の解決のために～

国立療養所沖縄愛楽園 園長 山内 和雄



本年4月1日に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)が施行され、これまでの「らい予防法の廃止に関する法律」が廃止されました。この法律は、ハンセン病療養所の入所者数が減少するなか、ハンセン病療養所の将来のあり方に危機感を抱いた入所者が、「全国国立ハンセン病療養所入所者協会」(全療協)を中心とした市民運動のなかで法律の原案を出し、昨年6月に議員立法で成立しました。ハンセン病問題基本法の特徴は、1、ハンセン病療養所に入所歴のない元ハンセン病患者が、療養所に入所できること、2、国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保をはかるため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。3、地方公共団体の責務として、国と協力しつつ、その地域の実情をふまえ、ハンセン病患者であったもの等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有すること。地方公共団体は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護の体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。となっております。

2、の為、厚生労働省省令が改正されました。国立ハンセン病療養所長は、土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供するための指針(指針)を定めることになっております。指針の策定では、各療養所で入所者の意見を聴いて、利用方針を公表し利用者を公募、入所者の意見を聴いて利用者を選定、基準に違反する場合に改善を勧告することになっております。利用の基準としては、利用方針に適合

しないとき、入所者に対する医療の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき、入所者の同意が得られないとき、利用計画と著しく異なるとき、特定の者を不当に差別的に取り扱うおそれがあるとき、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあるとき、不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実があるときには利用ができません。沖縄愛楽園では、当面の間園北西地区の未利用地を提供することとしております。詳細は、沖縄愛楽園のホームページ(<http://www.hosp.go.jp/~airakuen/site/top.html>)で御覧頂けます。

3、に関しては、名護市が国立療養所沖縄愛楽園将来構想をまとめ3月31日に市長に対して答申しております。名護市の将来構想では、初期段階から各種情報の提供、普及啓発活動の充実に取り組むことを位置付けており、今後愛楽園、名護市、沖縄県および関係機関・団体等が連携しつつ、その具体的な取り組み内容を検討し、推進していくことで、交流の促進、施設利用の拡充等につなげていくこととしております。土地等の利用に関しては、ホスピス等の医療機関の整備、ハンセン病交流会館の整備、老人ホーム等高齢者施設・障害者施設の整備、長期滞在型健康保健保養施設の整備、市民農園との整備や愛楽園の自然を利用した公園整備などがあげられています。沖縄県とは、愛楽園の医師採用への協力をお願いしています。医師採用に関しては、県立北部病院、北部地区医師会病院で研修しながら沖縄愛楽園で医療に従事してもらう取り組みを行っています。北部地区で医療に従事することを希望する医師がおりましたら是非愛楽園までお問い合わせ下さい。